

○伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成 17 年 11 月 1 日  
伊勢市規則第 139 号

(許可の申請)

第 1 条 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 162 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 項の規定による許可を受け、又は当該許可事項を変更しようとする者は、風致地区内行為(行為変更)許可申請書(様式第 1 号)に設計書(様式第 2 号)を添えて市長に提出しなければならない。

(協議の手続等)

第 2 条 条例第 3 条の規定による協議は、風致地区内行為(行為変更)協議書(様式第 3 号)に設計書を添えて行わなければならない。

2 条例第 3 条に規定する公社等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 三重県道路公社
- (9) 土地開発公社
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(通知の手続)

第 3 条 条例第 4 条の規定による通知は、風致地区内行為(行為変更)通知書(様式第 4 号)に設計書を添えて行わなければならない。

(完了の届出)

第 4 条 条例第 2 条に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、完了した日から起算して 14 日以内に行為完了届(様式第 5 号)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) その他市長が必要と認める図書

(標示板)

第 5 条 条例第 2 条第 2 項の規定により標示板の掲示を義務付けられた者が掲示すべき標示板は、風致地区内行為許可標識(様式第 6 号)とする。

(立入検査の身分証明書)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、風致地区立入検査員証(様式第 7 号)とする。

(書類の提出)

第 7 条 この規則の定めるところにより、市長に提出する書類は、第 1 条及び第 2 条の規定によるものは 2 通とし、第 3 条の規定によるものは 1 通とする。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成16年伊勢市規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年8月15日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成23年9月28日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正後の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年3月30日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月8日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請のあった伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条に定める許可行為(以下「許可行為」という。)に係る完了の届出について適用し、施行日前に申請のあった許可行為に係る完了の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第1条関係)

風致地区内行為(行為変更)許可申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条の規定による許可を受けた  
い(許可を受けた事項を変更したい)ので、次のとおり申請します。

行 為 地 (地名地番)	伊勢市		
行 為 の 種 類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 目 的 又 は 理 由			
行 為 地 の 地 目		行 為 地 の 地 貌	
行 為 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
設 計 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電 話	FAX
工 事 施 行 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電 話	

(注)

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち行為の種類に応じて該当するものを添付すること。

様式第2号（第1条、第2条、第3条関係）

設 計 書

その1（建築物の新築、改築、増築又は移転の場合）

種 別	細 目	申請の部 分	申請以外 の部 分	合 計	構 造	階 数	
仮設の 建築物	新築	敷地面積			(A) m <sup>2</sup>	木 造 鉄骨造 コンクリートブロック造 鉄筋コンクリート造 その他( )	地上 階 地下 階
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	(B) m <sup>2</sup>		
		建 <sup>レ</sup> イ率B/A (40%以下)			%	屋 根 (材質等、色彩)	
地下に 設ける 建築物	改築	地下占用面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	外 壁 (仕上げ、色彩)	
		床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
その他 の建築 物	増築	最高の高さ (15m以下)	m	m			
		壁面 線 後 退 距 離	道路側 (2m以上)	m	m		隣接地の現況
			その他 (1m以上)	m	m		

(注)

- 1 「建築物の種別」及び「構造」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には括弧内に事項を具体的に記入すること。
- 2 「床面積の合計」欄は、当該敷地内にある建築物の延床面積の合計を記入すること。
- 3 「壁面線後退距離」欄は、道路境界線又は隣地境界線から外壁面までの最短部分の距離を記入すること。
- 4 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 5 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
  - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況、写真の撮影方向及び壁面後退距離の分かるもの）
  - (3) 各階平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもの）
  - (4) 各面立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
  - (5) 求積図（敷地面積、建築面積、床面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
  - (6) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
  - (7) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その2（工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転の場合）

種	別	最高の高さ		構 造 の 概 要 ( 材 質 等 )
		申請の部分	既存の部分	
仮設の工作物	新築	m	m	
		隣接地の現況		意 匠 の 概 要 ( 色 彩 、 仕 上 げ 等 )
地下に設ける工作物	改築			
その他の工作物 ( )	増築			
	移転			

(注)

- 1 「種別」は該当事項に○印を付け、括弧内に広告板、擁壁、鉄塔など工作物の具体的な名称を記入すること。
- 2 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
  - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの）
  - (3) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入し着色したもの）
  - (4) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その3 (建築物その他工作物の色彩の変更の場合)

種 別	色彩変更部位	仕 様			
		変更前		変更後	
		材質等	色彩	材質等	色彩
建築物 工作物 ( )	屋 根				
	外壁				
	塀				
	広告板 広告塔				
	その他 ( )				
隣接地の現況					

(注)

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「工作物」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な名称を記入すること。
- 2 「色彩変更部位」欄は、色彩の変更がある部位に○印を付けること。この場合において、「その他」に○印を付けた場合には括弧内に部位を具体的に記入すること。
- 3 「隣接地の現況」欄は、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 4 添付書類
  - (1) 位置図 (縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの)
  - (2) 配置図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの)
  - (3) 立面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、色彩変更部位、最高の高さ、色彩(マンセル値)等を記入し着色したもの)
  - (4) 現況写真 (行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの)

その4 (宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合)

種 別	細 目		隣接地の現況
宅地の造成	行為面積	(A) m <sup>2</sup>	跡地の処理方法
	木竹の保全 又は植栽が 行われる 面積	(B) m <sup>2</sup>	
土地の開墾	緑地率 (10%以上 又は 60%以上)	(B)/(A) %	行為地及びその周辺の土地の区域に おける木竹の生育に支障を及ぼす おそれが少ない理由
そ の 他	生ずる法面の 最高の高さ	m	

(注)

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 4 添付書類
  - (1) 位置図 (縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの)
  - (2) 計画平面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの)
  - (3) 縦横断面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの)
  - (4) 求積図 (面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの)
  - (5) 植栽計画図 (植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの)
  - (6) 現況写真 (行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの)

その5 (水面の埋立又は干拓の場合)

細 目		隣接地の現況
水 面 面 積	m <sup>2</sup>	
		植栽等による修景措置
埋立又は干拓面積	m <sup>2</sup>	跡地の処理方法
		行為地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ない理由

(注)

- 1 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 2 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 3 添付書類
  - (1) 位置図 (縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの)
  - (2) 計画平面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの)
  - (3) 縦横断面図 (縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの)
  - (4) 求積図 (面積の求積に必要な寸法及び算式を明示したもの)
  - (5) 植栽計画図 (植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの)
  - (6) 現況写真 (行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの)

その6 (木竹の伐採の場合)

行為の種別	木竹の種別	針葉樹林 広葉樹林 針広混合樹林 竹林 その他 ( )
建築物その他工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は土地の形質の変更に係る行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採	伐採区域面積	m <sup>2</sup>
森林の択伐	伐採量	m <sup>2</sup>
伐採の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ha以下のもの	伐採方法	皆伐 択伐 % その他 ( )
森林である土地の区域外における木竹の伐採	隣接地の現況	
	跡地の処理方法	

(注)

- 1 「行為の種別」「木竹の種別」欄及び「伐採の方法」欄は、該当事項に○印を付け、択伐の率は、伐採区域における択伐量（樹冠面積）の割合を記入すること。
- 2 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 3 「跡地の処理方法」欄は、植栽、放置等の別を記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 4 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
  - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの）
  - (3) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
  - (4) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その7（土石の類の採取の場合）

細 目		隣接地の現況
採取区域面積	m <sup>2</sup>	
採取量	m <sup>3</sup>	
採取方法	( 露 天 の 掘 他 )	跡地の処理方法
採取土石類の種類		
採取によつて生ずる法面の最高高さ	m	

(注)

- 1 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 2 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻しなどのように処理の方法を具体的に記入するとともに、法面がある場合には、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置などのように具体的に記入すること。
- 3 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
  - (2) 計画平面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、方位、周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの）
  - (3) 縦横断面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、生ずる法面の最高の高さを記入したもの）
  - (4) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
  - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
  - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

その8（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積）

種 別	敷地面積	m <sup>2</sup>
土 石 廃棄物 ( ) 再生資源 ( )	堆積面積	m <sup>2</sup>
	堆積物の高さ	m
	隣接地の現況	
	植栽等による 修景措置	

(注)

- 1 「種別」欄は、該当事項に○印を付けること。この場合において、「廃棄物」又は「再生資源」に○印を付けた場合には、括弧内に具体的な品目を記入すること。
- 2 「堆積面積」欄は、堆積物の水平投影面積の合計を記入すること。
- 3 「堆積物の高さ」欄は、堆積物の最高の高さを記入すること。
- 4 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別及び建築物その他の工作物の有無を記入すること。
- 5 「植栽等による修景措置」欄は、具体的な修景方法を記入すること。
- 6 添付書類
  - (1) 位置図（縮尺2,500の1の都市計画基本図に当該敷地の位置を明示したもの）
  - (2) 配置図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲内のもので、方位及び周辺の状況及び写真の撮影方向の分かるもの）
  - (3) 立面図（縮尺50分の1から300分の1までの範囲のもので、最高の高さ、色彩（マンセル値）等を記入したもの）
  - (4) 求積図（求積に必要な寸法及び算式を明示したもの）
  - (5) 植栽計画図（植栽の位置を明示し、樹種、本数、高さ、植栽量の計算を明記したもの）
  - (6) 現況写真（行為地及びその周辺の状況がよく分かるもので、2方向以上から撮影し、申請地を赤枠で囲んだもの）

様式第3号（第2条関係）

風致地区内行為（行為変更）協議書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

電話

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条の規定による協議をしたい（協議した事項を変更したい）ので、次のとおり申請します。

行 為 地 （地名地番）	伊勢市		
行 為 の 種 類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 目 的 又 は 理 由			
行 為 地 の 地 目		行 為 地 の 地 貌	
行 為 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
設 計 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	FAX
工 事 施 行 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話	

（注）

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち行為の種類に応じて該当するものを添付すること。

様式第4号（第3条関係）

風致地区内行為（行為変更）通知書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

所 在 地  
名 称  
代 表 者 氏 名

電話

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条の規定により、次のとおり通知します。

行 為 地 （地名地番）	伊勢市		
行 為 の 種 類	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 (2) 建築物その他工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
行 為 の 目 的 又 は 理 由			
行 為 地 の 地 目		行 為 地 の 地 貌	
行 為 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		

（注）

- 1 「行為の種類」欄は、該当事項に○印を付けること。
- 2 「行為の目的又は理由」欄は、具体的に分かりやすく記入すること。
- 3 「行為地の地目」欄は、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入すること。
- 4 「行為地の地貌」欄は、傾斜、平坦、林地、伐採跡地等の別及び立木竹、工作物等の有無を記入すること。
- 5 様式第2号のうち該当するものを添付すること。

様式第5号（第4条関係）

行為完了届

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

電話

次のとおり行為を完了したので、伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則第4条の規定により、届け出ます。

行 為 地 (地名地番)	伊勢市
許 可 年 月 日 及び許可番号	年 月 日 伊勢市指令 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日

(注)

- 1 完了した日から起算して14日以内に提出してください。
- 2 添付書類
  - (1) 完成写真（壁面後退距離、建築物等の色彩、植栽の状況がわかるもの）
  - (2) その他市長が必要と認める図書

様式第6号（第5条関係）

風致地区内行為許可標識	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	伊勢市指令 第 号
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 の 種 類	
許可を受けた者の住所（所在地） 及び氏名（名称及び代表者氏名）	
工事施行者住所（所在地）及び 氏名（名称及び代表者氏名）	電話

35 センチメートル以上

25 センチメートル以上

様式第7号（第6条関係）

（表）

第	号
風致地区立入検査員証	
所属 職氏名	
( 年 月 日生)	
年 月 日	
伊勢市長	
印	

9.0センチメートル

5.5センチメートル

（裏）

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜すい）

第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事等の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。